



宮 崎 県 公 報

平成19年3月16日（金曜日）号外 第24号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共）1年 36,000円

目 次

頁	
	県議会規則
○宮崎県議会傍聴規則の一部を改正する規則……………	1
○宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則……………	1

県議会規則

宮崎県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年三月十六日

宮崎県議会議長 坂 元 裕 一

宮崎県議会規則第一号

宮崎県議会傍聴規則の一部を改正する規則

宮崎県議会傍聴規則（昭和五十八年宮崎県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「傍聴人の取締」を「会議の傍聴」に改める。

第六条中「、氏名及び年齢」を「及び氏名」に改める。

第十二条第二項第二号中「張紙」を「張り紙」に改める。

第十三条第二号中「騒ぎたて」を「騒ぎ立て」に改める。

別記様式第一号表及び別記様式第二号表中「年齢（歳）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年三月十六日

宮崎県議会議長 坂 元 裕 一

宮崎県議会規則第二号

宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則

宮崎県議会会議規則（平成十年宮崎県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条に次の一項を加える。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長名をもって、議長に提出しなければならない。

第三十九条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 委員会提出に係る議案は、委員会に付託しない。ただし、議会の議決で付託することができる。

第六十四条第二項中「百九条の二第三項」を「百九条の二第四項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。